

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

令和2年10月28日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ管理者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める場合

2 前項の規定により職務に専念する義務を免除された職員は、その承認された事項に専念するものとし、その期間中は地方公務員法又は条例に定める場合を除いては、有給とする。

3 管理者は、前項の職員について第1項各号の事由違反を生じ、又は承認の必要がないと認めるに至ったときは、その職員を速やかに職務に復帰させなければならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、改正前の盛岡・紫波地区環境施設組合職員の勤務条件に関する条例（昭和48年紫波郡環境施設組合条例第5号）の規定によりなされた行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。